

令和 8 年度

富士市雇用対策協定に基づく事業計画

富 士 市
静岡労働局

目 次

第 1 趣旨

第 2 令和 8 年度に連携して推進する主な雇用施策

1	新規学卒者等雇用対策及びキャリア意識の育成	1
2	若年者の自立支援	2
3	ミドルシニア世代の雇用対策	4
4	女性や子育て家庭に対する雇用対策	4
5	高年齢者の雇用対策	5
6	障害者の雇用対策	7
7	生活保護受給者等の雇用対策	8
8	外国人の雇用対策	9
9	ユニバーサル就労支援事業	10
10	その他雇用対策の推進	11

第 3 雇用施策に関する数値目標

第 1 趣旨

富士市と静岡労働局は、連携と協力のもと、富士市内における雇用状況の改善に取り組むため、平成 29 年 12 月 8 日「富士市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、富士市、静岡労働局及び富士公共職業安定所（以下「ハローワーク富士」という。）は、富士市が行う雇用創出その他の雇用に関する施策と、静岡労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接に関連し、円滑かつ効果的に推進されるよう、「令和 8 年度富士市雇用対策協定に基づく事業計画」をまとめ、各施策に対する互いの理解を深め一体的な対策の実施により、富士地域の雇用状況の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第 2 令和 8 年度に連携して推進する主な雇用施策

1 新規学卒者等雇用対策及びキャリア意識の育成

（1）富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

① 求人情報の発信

インターネットを活用する若年者支援のため、ハローワーク富士が作成した QR 求人情報誌（グッドジョブ）を富士市のホームページから静岡労働局ホームページにリンクする方法で掲載する。

併せて、富士市内の各地区まちづくりセンター等にラミネートされた QR 求人情報誌（グッドジョブ）を掲示し、常に最新の求人情報を提供する。

さらに、「わが街ポータルふじ」からハローワーク富士の求人情報を閲覧できるよう情報提供する。（当面、月 2 回程度の情報更新を予定）

② 新規学校卒業予定者に係る就職促進

新規学校卒業予定者を採用予定がある企業支援として「新規学校卒業予定者求人説明会」及び「高校と企業との名刺交換会」を共同で開催する。

（2）富士市が実施する業務

① U J I ターン促進事業の実施

- ・学生と市内企業の若手社員との交流の場を創設し、就業に繋げるため、学生と企業の交流イベントを実施する。
- ・従業員の奨学金の返還を支援する中小企業等に対して、負担額の一部を補助する「富士市中小企業等奨学金返還支援補助金」を交付する。
- ・奨学金返還支援制度を定めている市内中小企業等の情報をまとめたパンフレットを作成し、はたちの記念式典において配布する。

② キャリア教育の推進

- ・市内小中学生向けに、エシカル消費を学ぶ社会体験型キャリア教育事業を実施する。
- ・富士市で働くことについての意識を育むために、市内学校に対しキャリア教育を実

施する。

- ・男女共同参画の視点から、小中学校におけるキャリア教育を実施する。
- ・小学生を対象に各地区まちづくりセンターにて実施する「まちづくりセンター少年教育講座」事業の一部において、キャリア教育の要素を取り入れた講座事業を実施
- ・子どもたちの職業観、勤労観形成のきっかけづくりとするため、職業体験などを行うキッズジョブ2026を開催する。

③ ユースエール認定制度の周知・啓発

- ・静岡労働局の実施する「ユースエール認定制度」の積極的な周知・啓発を図り、認定企業を増やして、若者にとって魅力的な企業としてPRし、雇用の促進につなげる。

④ 新卒者等向け就職支援

- ・富士商工会議所が主体となって、「富士地区合同企業ガイダンス」を実施する。
- ・市内企業等を首都圏の学生等にPRする「UJI ターン応援！合同企業説明会」や保育士・幼稚園教諭の確保を図るため「富士市就職・進学応援フェア」を開催する。
- ・消防職についての職業説明会を実施する。

（３）静岡労働局が実施する業務

① 新規学卒者等若年者に対する就職支援

ハローワーク富士において、担当者制による応募書類の作成支援や模擬面接の実施等を含めたきめ細かな職業相談や職業紹介を実施する。

② 地元企業の情報発信の強化

若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の普及拡大・情報発信を強化し、富士市内企業の魅力を伝えることにより若者の雇用促進を図る。

③ 新規学卒者及び若年者に対する職業意識の啓発

新規学卒者に対して、就職への動機づけや職業や企業に対する理解の促進、選択能力の向上を図るため「就職ガイダンス事業」や「合同企業説明会（主に高校生対象）」を実施する。また、管内の学校に対して「労働法セミナー」を実施する。

④ 高等学校新規学校卒業予定者の地元就職の促進

ハローワーク富士の利用案内を作成し、高等学校新規学校卒業予定者（進学者を含む）に配付することで地元就職への意識を醸成する。

２ 若年者の自立支援

（１）富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

正社員就職支援の実施

正社員就職希望者を対象とした「合同就職面接会」を実施する。

（２） 富士市が実施する業務

①ユニバーサル就労推進事業

働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。

②生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者への就労支援を含む相談業務を実施する。

③富士市若者相談窓口「ココ☆カラ」の自立支援事業の実施

ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える若者やその家族に対し、伴走型の支援を行う。

④各相談窓口の連携強化

富士市及び各種団体が行っている若者相談窓口の担当者会議「富士市子ども・若者支援協議会」を開催し、連携の強化や情報交換を行う。

⑤新規就農者育成総合対策事業 経営開始資金補助金

次世代を担う農業者となることを志向する５０歳未満の者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（３年以内）を交付する。

⑥静岡福祉大学連携協定事業「介護の魅力発信事業」

介護事業者と福祉系学生が働き方についての座談会を実施する。

⑦富士市立中央病院により各種就職相談会・説明会への参加及び病院見学の実施、実習生の受入、高校生ナース体験の実施、看護学生インターンシップの実施、職業講話の実施、小中学校キャリア教育等の講師等を行う。

⑧国指定史跡浅間古墳保存整備事業に係る発掘調査において、考古学を専攻する大学生を調査補助員として雇用する。

⑨その他

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園等における実習生の受け入れを行う。
- ・ 市内の保育施設への就労を対象に富士市就職応援フェアの開催
- ・ 社会教育士資格取得等のための社会教育実習生の受け入れを行う。

（３） 静岡労働局が実施する業務

①フリーター等の正社員就職の促進

フリーターやニート等の若者に対して、ハローワーク富士の「わかもの支援窓口」において、担当者制による職業相談を実施するとともに応募書類等の作成支援等きめ細かな個別支援を行う。また、相談者の状況に応じて、「ココ☆カラ」及び「地域若者サポートステーション」等相談機関への誘導を行う。

② 各種助成制度の活用

トライアル雇用助成金、キャリアアップ助成金など各種助成金等を活用し、正社員就職を促進する。

③ 離学者等に対する就職支援

学校中退者や学卒未就職者に対して、学校とも連携しながらハローワーク活用促進の周知を行うとともに、職業訓練、ジョブカード制度等を活用した就職支援を実施する。

3 ミドルシニア世代の雇用対策

(1) 富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

① 正社員就職支援の実施

ミドルシニア世代を含めた正社員就職希望者を対象とした「合同就職面接会」を実施する。

(2) 富士市が実施する事業

① ユニバーサル就労推進事業

・働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。

② 富士市立中央病院による各種就職相談会・説明会への参加及び病院見学の実施

4 女性や子育て家庭に対する雇用対策

(1) 富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

① 一体的実施事業の実施

富士市フィランセ内において、子育て中の女性等や生活上の問題を抱えた者に対して、福祉・生活相談と職業相談・職業紹介をワンストップで一体的に実施する。

② ひとり親家庭等への就職支援

児童扶養手当現況届会場において、ハローワーク富士の職業相談ブースを設置し、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等の就職支援等を行う。

(2) 富士市が実施する業務

① 女性の就労支援事業の実施

- ・従業員の仕事と子育ての両立や、地域における子育て支援などに積極的に取り組む法人「はぐくむ FUJI オフィシャルサポーター」を出展企業とした「はぐくむ FUJI 応援！就職相談会」を開催する。
- ・女性活躍推進法の施行にともない、市内各企業の取組状況を、雇用実態調査で把握する。
- ・働き方改革と女性活躍を推進するために、事業者を対象に働き方に関する「富士山働き方改革セミナー」を開催する。(富士宮市協働事業)
- ・女性の多様な働き方を支援するため、女性のデジタルスキル習得講座を開催する。

② 就職・進学応援フェアの実施

保育士・幼稚園教諭の確保を図るため「富士市就職・進学応援フェア」を開催する。

③ ひとり親家庭等の各種支援事業の実施

- ・ひとり親家庭の就業を促進するため、対象講座の受講のために支払った費用の一部を講座修了後に支給する「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」を実施する。
- ・ひとり親家庭の親が就業に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関で6月以上の教育課程を修業する場合、その間の生活の不安等を解消するため給付金を支給する「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業」を実施する。
- ・ひとり親家庭の親又は児童の学び直しを支援し、より良い条件での就業を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座の受講経費の一部を支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業」を実施する。

④ 介護に関する入門的研修

介護分野への就労の不安軽減などのため、介護未経験者や復職希望者に対する入門的研修、施設での体験実習、修了者と介護保険事業所とのマッチング支援を行う。

⑤ その他

- ・子育て支援員研修の実施
- ・働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。
- ・富士市立中央病院による各種就職相談会・説明会への参加及び病院見学の実施

(3) 静岡労働局が実施する業務

① 子育て中の求職者に対する就職支援

ハローワーク富士マザーズコーナーにおいて、キッズコーナー等子育て中の女性求職者等が子供連れでも来所しやすい環境作りに努め、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介（オンラインを含む）を行うとともに仕事と子育ての両立する求人の開拓を実施する。

② 就職支援セミナーの実施

ハローワーク富士マザーズコーナーと富士市との連携により保育所や子育て支援サービスに関する情報提供等を取り入れた就職支援セミナーを開催する。

③ 職業訓練の周知、あっせん等の実施

仕事にブランクのある女性や職業経験の不足している女性等に対して、積極的に職業訓練の周知や説明を行い職業訓練等のあっせん等を行う。

5 高齢者の雇用対策

(1) 富士市と静岡労働局が共同で取り組む事業

① 高齢者の就労・社会参加機会の拡大

富士市、富士市シルバー人材センター及びハローワーク富士等の関係者が連携・協

力して会員及び就業先の拡大等に取り組み、高年齢者の多様なニーズとのマッチングを行い、高年齢者の就労・社会参加の促進を図る。

② 高年齢者等就職面接会の開催

高年齢者等の就職支援として、富士市とハローワーク富士によるシニアに限定した「シニア就職面接会」を共同で開催する。

（２）富士市が実施する業務

① 富士市シルバー人材センターの支援

高年齢者の受け皿としての富士市シルバー人材センターへ補助金を交付し、その活動を支援する。また、市民向け講座で、託児付きを実施する際には、シルバー人材センターへ託児を依頼し、高齢者雇用の一助とする。

また、まちづくりセンター講座「みんカル講座」（33 講座）の実施、高齢者等の自宅の家具を固定する業務、ふじ Bousai2026 での会場運営、まちづくりセンターの土日・夜間の受付管理業務及び教育プラザの土・夜間の受付管理業務、古墳ほか除草清掃業務委託や東泉院宝蔵内清掃業務委託等について、シルバー人材センターに委託する。

② 高年齢者雇用確保措置の普及啓発

「高年齢者雇用安定法」の高年齢者雇用確保措置について、普及啓発を行い、高年齢者の雇用の場の確保に努める。

③ 高齢者雇用事業所登録制度の実施

満 65 歳以上で週 30 時間以上勤務する高年齢者を雇用している事業所に対し、富士市の建設工事競争入札参加資格における格付評価において加点対象とする「高齢者雇用事業所登録制度」を実施する。

④ 高齢者の就労支援事業の実施

働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。

（３）静岡労働局が実施する業務

① 高年齢者の再就職支援

高年齢者の多様なニーズに対応するため、65 歳以上向けの求人開拓を行うとともに、就労経験や就労ニーズを踏まえた再就職支援を行う。

② 「生涯現役支援窓口」による高年齢者の就職支援

ハローワーク富士内に設置された「生涯現役支援窓口」において、担当者制によるきめ細かな就職支援を実施する。

③ 高年齢者の安定した雇用の確保

高年齢者雇用安定法に基づく「65 歳までの高年齢者雇用確保措置」の徹底、及び

70 歳までの就業確保措置（努力義務）の促進を図るとともに、高年齢者の職業能力向上、作業施設の改善、賃金・人事等处遇等の見直しを検討している事業所に対し、独立 行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の 70 歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーと連携して、必要な相談や支援を行う。

6 障害者の雇用対策

（１）富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

① 障害者就職面接会の開催

企業への就職を希望する障害者の雇用促進のため、富士市とハローワーク富士及び静岡県との共催により「富士障害者就職面接会」を開催する。

また、富士市とハローワーク富士及びハローワーク富士宮並びに静岡県との共催により、2 月に「富士・富士宮障害者合同就職面接会」を開催する。

② 富士圏域トップセミナーの実施

障害者雇用への理解や障害者雇用のノウハウ・各種支援策の理解を深めるため、企業のトップに対して、富士市、ハローワーク富士及び障害者就業・生活支援センター「チャレンジ」と連携し「富士圏域トップセミナー」を開催する。

（２）富士市が実施する業務

① 障害者就労機能パワーアップ事業の実施

- ・富士市における障害者就労支援体制の構築・強化を図り、障害者の企業就労の推進、就労継続支援事業所等に通所する障害者の工賃アップ等、就労支援を通じて障害者の自立を図ることを目的として行う。
- ・富士市立中央病院において、富士市障害者就労機能パワーアップ事業と連携し、障害者が実習に向けての現場見学及び打合せを行う。

② 障害者を雇用する企業への支援

事業所の新設、増設又は移設に伴い、新規に障害者を雇用した場合、一般的な新規雇用の補助額に上乗せして補助金を交付する。

③ 働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。

④ ユニバーサル農業による就労支援

農業を希望する福祉事業所等が農業分野で自立できるように指導者を派遣するなど、伴奏型で支援する。

⑤ 保育支援員として、特別支援学校の卒業生を継続雇用する。

（３）静岡労働局が実施する業務

① 障害者雇用率及び法定雇用率達成企業割合向上のための取組

障害者雇用率未達成企業に対して、訪問による雇用率達成指導を積極的に行うこ

とにより、法定雇用率（2.7％）の達成を推進する。

② 障害者等へのチーム支援の実施

ハローワーク富士や支援機関が行う障害者等の就労支援において、チーム支援が必要な場合には個別支援計画に基づくチーム支援を行い、就職促進及び職場定着を図る。

③ 関係機関との連携

障害者就業・生活支援センター「チャレンジ」及び障害者職業センター等の関係機関と連携を図り、ジョブコーチの派遣、職域開発の提案、助成金活用の周知等を積極的に行う。

④ 特別支援学校生徒の就職促進

特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、生徒、保護者、教師との面談を実施し、職場実習先の開拓及び職場実習の支援を行う。

7 生活保護受給者等の雇用対策

（１）富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

① 生活保護受給者等への連携支援

生活保護受給者等に対する就労支援策を効果的に実施できるよう、富士市とハローワーク富士が共同で「富士地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を運営し、協力して各種支援策を推進する。

（２）富士市が実施する業務

① 生活困窮者への各種支援策の実施

- ・生活困窮者への就労支援を含む相談業務のため、「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する。
- ・離職等により住居を喪失した、あるいは喪失する恐れのある方への家賃の給付及び就労の支援のため、「生活困窮者住居確保給付金」を支給する。
- ・生活困窮者で就労に至る前段階の方への就労支援のため「就労準備支援事業」を実施する。
- ・住居を失った方へ一時生活の場の提供及び就労支援のため「居住支援事業」を実施する。
- ・働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。

② 生活保護受給者への各種支援策の実施

- ・生活保護受給者への就職を目的とした就労支援のため、「被保護者就労支援事業」を実施する。
- ・生活保護受給者で就職に至る前段階の方への就労支援のため、「被保護者就労準備支援事業」を実施する。

(3) 静岡労働局が実施する業務

① 生活困窮者自立支援事業対象者に対する就労支援

富士市が実施する「生活困窮者自立相談支援事業」において、就労支援が必要とされる対象者に対し、就労に向けた職業相談、紹介、求人情報の提供、職業訓練の相談及び情報提供、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）活用などの就労支援を行う。

② 生活保護受給者等就労自立促進事業（ワークライフサポート事業）

福祉事務所等から就労支援の要請があった者（上記①の対象者を含む。）に対し福祉事務所等の職員や関係機関と連携を図りつつ支援対象者に適合する求人情報の提供、職業紹介、職業訓練のあっせん、求人開拓、担当によるチーム支援や必要に応じた就労後のフォローアップ等の就労支援を行う。

8 外国人の雇用対策

(1) 富士市と静岡労働局が共同で取組む事業

① 外国人への連携支援

市内での就労を希望する定住者や永住者などが、職業能力を高めその能力を発揮できるよう外国人に対しての就労を支援する。

② 新たな外国人労働者の受け入れに向けた連携の強化

市内で生活する外国人に関する統計資料等の情報交換を行う。

③ 住環境や行政サービス、地域企業の求人情報の提供

富士市並びにハローワーク富士の通訳等を活用し外国人の希望を確認し、富士市からは住環境や行政サービス等の情報を提供するとともに、ハローワーク富士からは地域企業の求人情報を提供する。

(2) 富士市が実施する業務

- ・「外国人のための日本語教室（全20回）」を開催し、日本語とともに日本の生活習慣等も学んでもらい、就業などを含めた生活力の向上に結び付ける。
- ・外国人を雇用する企業及び雇用を希望する企業向けの講座を開催し、外国人従業員が働きやすい環境を整えるための情報提供を行う。
- ・働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。
- ・介護職員初任者研修等の受講に係る費用の半額を補助する。（介護職員初任者研修：上限4万円、介護福祉士実務者研修：上限9万円）
- ・介護福祉士資格受験対策、外国人支援者育成事業を行う。
- ・市の会計年度任用職員について、日本国籍でなくても一定の要件を満たしている場合は雇用の対象としている。

(3) 静岡労働局が実施する業務

① 外国人求職者に対する就職支援

ハローワーク富士の窓口においてポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語の通訳を配置して就職支援を実施する。また、ハローワーク多言語コンタクトセンターの電話通訳や多言語音声翻訳機を活用し、多国籍化が進む外国人求職者に対し相談業務を実施する。

② 就労・定着支援研修の活用

日本語能力等の不足により就職が難しい外国人等に対して、就労・定着支援研修の受託者や富士市と連携を図り就労・定着に向けた研修の活用を促す。

③ 外国人労働者を雇用する事業主に対しての指導等

外国人労働者を雇用する事業主に対して、外国人労働者雇用管理の改善等の指針に基づき雇用管理改善や再就職援助のための助言指導及び雇用維持のための相談・支援等を実施する。また、外国人雇用管理アドバイザーと連携を図り、事業主に対する外国人雇用状況の届出制度の徹底を図る。

9 ユニバーサル就労支援事業（*）

(1) 富士市が実施する業務

① 就労困難者就労支援事業

就労困難者に対して、アセスメントやキャリアカウンセリング、職場見学や就労体験等、個々の事由や適正に合わせたプログラムを作成し、就労支援を行い、希望に沿った就労を目指す。

② 協力企業等開拓事業

ユニバーサル就労の趣旨に賛同した協力企業の新規開拓を行うとともに、就労困難者への多様な働き方の提供に協力いただける事業所を広める。また、支援対象者が雇用に至った協力企業に対しても、相談、支援を行い、早期の離職を防止する。

③ ユニバーサル就労周知・啓発事業

ユニバーサル就労を、より多くの市民及び企業等に広く浸透させ、一人でも多くの就労困難者が本人の希望に沿って就労できるよう、ユニバーサル就労に関する周知・啓発を行い、就労困難者を社会全体で支える土壌を形成する。

(2) 静岡労働局が実施する業務

① ユニバーサル就労支援事業の周知

ハローワーク富士での相談状況に応じて、ユニバーサル就労支援センターへの誘導・周知を実施する。また、企業に対しては、協力企業の拡大促進等の周知を行う。

② 一般就労支援

ユニバーサル就労支援センターによるアセスメント、キャリアカウンセリングを経た対象者の職業相談を行い、就労準備、職業訓練など一般就労に向けた支援策を実施する。

*富士市は、平成 29 年 4 月に全国初となる「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を施行。就労意欲がありながら、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある方を支援し、その個性や意欲に応じて能力が発揮できるよう、富士市内の企業の協力のもと職場見学や就労体験及び雇用機会の創出を図り一般就労等を目指す事業。

10 その他雇用対策の推進

(1) 富士市が実施する業務

- ・東京 23 区内に居住もしくは、東京圏から 23 区に通勤・通学の期間が直近 1 年間および過去 10 年間で通算して 5 年以上ある方で、移住後の要件を満たした者に富士市移住就業支援補助金を支給する。単身 60 万円、世帯 100 万円（18 歳未満の世帯員に 1 人につき 100 万円加算）
- ・求職者や企業に対し、「LINE」を利用した就職・求人に関する情報発信を行う。
- ・内職相談事業を実施し、求職者の相談や斡旋を行う。
- ・介護分野への就労の不安軽減などのため、介護未経験者や復職希望者に対する入門的研修、施設での体験実習、修了者と介護保険事業所とのマッチング支援を行う。
- ・移住を希望する方に雇用に関する情報を提供する。
- ・看護師等の有資格者を対象とした実務研修を開催する。
- ・市内民間医療機関が実施する看護職員修学資金貸与事業への補助金交付をする。
- ・市内企業に対し、セミナーの実施やテレワーク導入の相談を実施する。
- ・若者や女性が働きやすい職場環境を整備する際に補助を実施し、採用の増加につなげる（魅力ある職場環境づくり支援補助金）。
- ・小中学校における男女共同参画の視点からのキャリア教育授業を実施する。
- ・働きづらさを抱える方や就労に関する相談・支援を受けたい方に対し、オーダーメイド型で行う「ユニバーサル就労推進事業」を実施する。
- ・事業所の新設、増設又は移設に伴い、新規に障害者を雇用した場合、一般の新規雇用の補助額に上乗せして補助金を交付する（企業立地促進奨励金制度）。
- ・小学生を対象に各地区まちづくりセンターにて実施する「まちづくりセンター少年教育講座」事業の一部において、キャリア教育の要素を取り入れた講座事業を実施
- ・須津千人塚古墳施設管理業務として、古墳や植栽、便益施設等の管理に係る業務の一部を（一社）須津地区まちづくり協議会に委託し、史跡の魅力発信のためのガイドや清掃活動などを実施してもらう。
- ・保育士、幼稚園教諭等の興味関心を高めるため、高等学校に行き職業講話を実施する。

（２）静岡労働局が実施する業務

- ・地域の労働市場の状況、求職者の動向、求人賃金や求職者の希望賃金などの情報を提供する。
- ・「ミニ就職面接会」等の開催など人材不足分野に対する就職支援を実施する。
- ・管内地域に企業誘致等の情報提供を受けた場合には、求人開拓を実施、管理選考会の実施等の取組により求職者とのマッチングを行う。
- ・企業に対する雇用関係助成金について周知を行い、人材確保につながる活用を支援する。
- ・人材不足分野への対応、事業所理解の促進を図ることを目的とした企業プレゼンタイム（オンライン事業所説明見学会も選択可能）を実施する。

第3 雇用施策に関する数値目標

数値目標については、以下のとおりとする。【令和8年4月～令和9年3月】

項 目	目 標
1 新規学卒者等の雇用対策及びキャリア意識の育成、2 若者の自立支援	
3 ミドルシニア世代の雇用対策	
① 新卒者等就職面接会の開催	4 回
② 新規学卒者等の就職率（学校紹介を除く）	65.9%
③ フリーター等の正社員就職率	53.8%
4 女性や子育て家庭に対する雇用対策	
① 担当者制による支援対象者数	124 人
② 担当者制による支援対象者の就職率又は件数	100%
5 高年齢者の雇用対策	
① 65 歳以上の高年齢者の就職件数	313 件
② 就職面接会の開催	3 回
③ 富士市シルバー人材センターの会員数	1,370 人
6 障害者の雇用対策	
① 障害者等就職面接会の開催	2 回
② 障害者雇用促進トップセミナーの開催	1 回
③ 障害者の就職件数	214 件
④ 障害者就労機能パワーアップ事業でのフォローアップ件数	35 件
7 生活保護受給者等の雇用対策	
① 生活保護受給者等の支援対象者数	65 人
② 生活保護受給者等の就職率又は件数	70.4%
③ 生活困窮者自立相談支援事業新規相談者数	1,200 人
8 外国人の雇用対策	
① 外国人を雇用する事業主に対する訪問件数	45 件
9 ユニバーサル就労支援事業	
① ユニバーサル就労支援センター新規支援対象者数	300 人